

## よくある質問

### Q. 二十歳の集いの参加に、事前の申込みは必要ですか？

---

A. 事前の申込みは不要です。

11月1日時点で銚田市に住民登録がある対象者の方に、案内状を郵送します。

当日は、受付簡素化のため、案内状を持参してください。ただし、案内状を紛失した場合や届かなかった場合でも、式典当日、生年月日が確認できるもの（運転免許証、学生証等）があれば参加いただけますので、受付にお申し出ください。

### Q. 二十歳の集いの案内状はいつ送られてきますか？

---

A. 12月上旬頃に発送を予定しています。

12月13日（金）までに案内状が届かない方は、お手数ですが、銚田市教育委員会生涯学習課（0291-37-4342）までご連絡ください。

### Q. 現在、市外に住んでいます。銚田市の二十歳の集いに参加できますか？

---

A. 参加できます。

参加を希望される場合は、「[銚田市二十歳の集い参加申込フォーム](#)」（受付開始9月3日）よりお申し込みください。後日、案内状をお送りします。【申込期限：11月29日（金）午後5時】

### Q. 銚田市以外の二十歳の集いに参加したい場合、どうすればいいですか？

---

A. 銚田市への連絡は不要です。

自治体により対応が異なりますので、参加を希望する自治体にお問い合わせください。

### Q. どのような服装で参加すればいいですか？

---

A. 服装の指定はありません。

### Q. 参加にあたり介助が必要な場合、介助者も入場できますか？

---

A. 介助の方も一緒に入場していただけます。参加にあたって、配慮が必要な方は事前に生涯学習課生涯学習係（TEL：0291-37-4342）までご連絡ください。

### Q. 式典当日に持参するもの、注意すること等はありますか？

---

A. ★禁止事項

会場内での飲食はできません。

所定の場所以外での喫煙はご遠慮ください。

危険物、酒瓶、拡声器、笛、鳴り物、のぼり旗など、式典運営を妨害する可能性があるものの持ち込みはできません。

★注意事項

式典当日のビデオ撮影や写真撮影における機器の使用について了承していただきます。

当日は状況に応じて、係員の指示に従っていただきます。

**Q. 晴れ着のレンタルなどの予約に関するキャンセル料について、補償等がありますか？**

A. 大変申し訳ございませんが、二十歳の集いにかかわる費用の補償はありません。